

町民の皆様へ

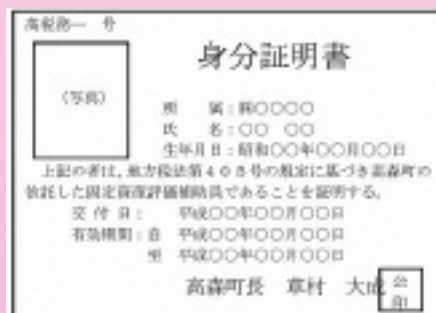
町内全域で未評価家屋の 評価業務を実施します

本町では、今年度「未評価家屋評価業務」を実施します。

この業務は、町内のすべての未評価の家屋が評価・課税されることで、課税漏れを是正し、税の公平性を図るために実施するものです。

- **業務内容** 本町が昨年度実施しました家屋全棟調査の結果、未評価と判定されました家屋について本業務の依頼を受けた専門業者が一棟ずつ訪問・確認し評価します。
- なお、その際には、建築年度等の必要事項についてお問い合わせすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

※現地調査の際は、本調査員であることがすぐにわかるように紫色の「高森町」の腕章を付け、固定資産評価補助員を証する身分証明書を常に携帯いたします。



- **実施期間** 平成24年8月～平成25年2月
- **課税時期** 本業務により評価しました家屋については、その分の固定資産税を平成25年度分から課税いたします。

【本調査に関する問い合わせ先】

高森町役場税務課固定資産係 電話番号0967-62-1111(代) 内線164

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。